令和５年度　島根県国民健康保険団体連合会
特定健診受診率向上支援事業に係る業者選定実施要領

１　目的

島根県国民健康保険団体連合会（以下「本会」）が実施する共同事業において、市町村ニーズに沿った効果的・効率的な事業を実施するため、複数の業者から幅広い業務提案を求め、委託業者を選定することを目的とする。

２　事業概要

（１）事業名：特定健診受診率向上支援事業
（２）実施期間：令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

３　参加資格

（１）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。
（２）自社もしくは自社の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第６号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っている者でないこと。

４　提案を求める内容

特定健診受診率向上に資する効果的な取組みであり、次の内容を含むこと。ただし、通知物による勧奨業務の提案は必須とし、その他の提案は任意とする。

（１）取組の結果、期待できる効果
（２）結果報告・効果検証の方法
（３）概算費用
（４）業務の実施体制
（５）個人情報の管理体制
（６）類似した業務における実績等（※任意）

５　提出物

（１）様式１「令和５年度特定健診受診率向上支援事業に係る業務提案書」
（２）プレゼンテーション動画（mp4 形式、20 分以内）

６　提出方法

５の提出物一式の原本、様式１（PDF）及びプレゼンテーション動画を格納した磁気媒体を各 20 部提出する。

７　提出期限

令和４年 12 月 20 日（火）必着

８　委託業者の選定

（１）本会で提出物を確認の上、適当であると認められる提案を市町村に提示する。

（２）市町村の意向を踏まえ、事業の実効性等を勘案した上で本会が委託業者を選定する。

９　留意事項

（１）提案書類等の提出に係る費用については、業者の負担とする。

（２）提出された提案書類等は返却しない。

（３）本件に関し、業者から市町村へ直接説明することは禁止する。

10　提出先・問い合わせ

島根県国民健康保険団体連合会　事業課　保健事業係

〒690-0825

島根県松江市学園一丁目７番 14 号

電　話：(0852) 21-2112

メール：jigyou@shimane-kokuho.or.jp

様式１

令和５年度特定健診受診率向上支援事業に係る業務提案書

令和　　年　　月　　日

島根県国民健康保険団体連合会
理事長　　山　本　浩　章　　様

名　称
代表者　　印

１　自社紹介
２　提案内容 （１）通知物による勧奨業務
（２）その他（任意）
３　結果報告・効果検証の方法
４　概算費用 （※別紙を参照し、モデル自治体ごとの概算費用の分かる資料を添付すること）
５　業務の実施体制
６　個人情報の管理体制
７　類似した業務における実績等（任意）

※スペースが不足する場合は、必要に応じ調整の上、３ページ以内に収まるようにすること。
本様式の構成と同内容であれば、任意様式での作成も可とする。

別紙

概算費用の算出にかかるモデル自治体規模と発送通数

モデル自治体	対象者数（人）	発送通数（件）
A 市	25,000	35,000
B 市	5,000	7,000
C 町	1,000	1,500